省　令

○経済産業省令第六十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条並びに第二条、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第二項及び第四項の規定に基づき、輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十日　　経済産業大臣　直嶋　正行

輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第一条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「電子情報処理組織を含む」を「電子情報処理組織をいう」に、同項第一号中「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

第二条の三第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「廃止した」を「廃止しようとする」に改め、「様式に記載すべき事項を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

別表第六を次のように改める。

別表第六

根拠法規	輸出貿易管理規則第１条の３
主務官庁	経済産業省

申　請　者　届　出　書

経済産業大臣殿

年　月　日

輸出貿易管理規則第１条の３の規定により、下記のとおり（△登録 △変更 △廃止）に係る事項を届け出ます。

届出者
記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿
ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ

フリガナ			
名称（会社名）			
郵便番号	―		
フリガナ			
住所			
フリガナ		役職	
氏名			
電話番号	（　）　―	ＦＡＸ番号	（　）　―
電子メールアドレス			
ＪＡＳＴＰＲＯコード			
ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ			
備考			

注　⑴　△印のうち不必要なものは抹消して下さい。
⑵　用紙の大きさは、Ａ列４番とします。
⑶　特定手続等を行おうとする者を複数届け出る場合には、次葉を使用して下さい。

（被委任者用）

フリガナ		役職	
氏名			
電子メールアドレス		電話番号	（　）　―
郵便番号	―	ＦＡＸ番号	（　）　―
フリガナ			
住所			
ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ			

フリガナ		役職	
氏名			
電子メールアドレス		電話番号	（　）　―
郵便番号	―	ＦＡＸ番号	（　）　―
フリガナ			
住所			
ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ			

フリガナ		役職	
氏名			
電子メールアドレス		電話番号	（　）　―
郵便番号	―	ＦＡＸ番号	（　）　―
フリガナ			
住所			
ＮＡＣＣＳ利用者ＩＤ			

注　⑴　「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ＦＡＸ番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。